

CONTENTS

- 企業法務コラム 試用期間中の本採用拒否
- 顧問チャット活用事例 就業規則と雇用契約書等の書面で異なる基準が設けられていた場合の対応
- グレイス・ニュース 日本経済新聞社の取材を受けました

TOPICS ✨ 企業法務コラム

試用期間中の本採用拒否

弁護士
戸田 晃輔



採用面接では良い人材と思ったものの、実際、入社してみると「思った人材像と違う」と感じた経験があるのではないのでしょうか。しかし、仮にその従業員が試用期間中であっても、不用意に本採用拒否をすることには注意が必要です。

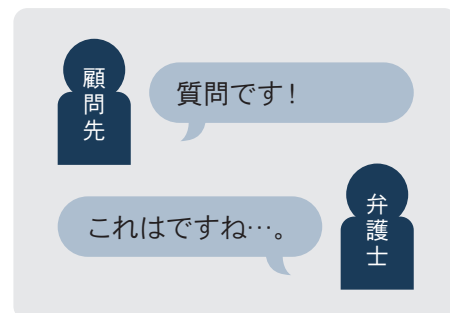
試用期間中の本採用拒否も解雇と同様に客観的で合理的な理由があり、社会通念上相当と認められる場合に限られます。不合理な理由による本採用拒否は、解約権の濫用として無効となります。本採用拒否が有効となるのは、試用期間中に、採用決定時には知り得なかった事情で、正社員としての適格性を失わせるといえる事由が発覚した場合（例：著しい能力不足、勤務態度の著しい不良、協調性の欠如、業務と関連する刑事犯罪の発覚など）です。

もっとも、以上のような事情を実際に証拠化できているかという視点も重要です。そのため、試用期間中の適切な指導とその指導を記録として残すことが必要です。また、試用期間中に従業員として適性を判断できない場合には、試用期間の延長ということも選択肢となってきます。

以上のように、採用した従業員の本採用拒否をするにあたっては、相応の準備が必要となります。試用期間中にこの準備を怠る本採用拒否が無効となるといったことも想定されますので、試用期間中の従業員についてお悩みの場合には早めにご相談いただければと思います。

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP

1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP

2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigyo@grace-law.jp

STEP

3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
69

就業規則と雇用契約書等の書面で異なる基準が 設けられていた場合の対応



相談者
X社様

従業員の交通費について、当社は就業規則にて上限額を定めて支給しております。しかし、現在当社が使用している雇用契約書では、就業規則と異なる上限額が記載されていることが分かりました。このように、同じ事項につき就業規則と雇用契約書等の書面で異なる基準が設けられていた場合、どちらの基準で対応すればよろしいでしょうか。

労働契約法12条では、「就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。」と規定されています。

本件においては、雇用契約書の交通費の上限額が、就業規則で定められている基準を下回っている場合、雇用契約書の上限額の定めは無効とみなされる可能性があります。就業規則の上限額に基づき交通費を支給する必要があります。

雇用契約書の上限額が就業規則の上限額を上回っている場合は、雇用契約書の上限額が適用されます。

雇用契約書を数多く取り交わしていたり、就業規則の改定が遅れていたりしますと、就業規則の内容と他の書面に規定されている内容がずれてきてしまう可能性があります。

グレイスでは、社労士法人とも提携して、就業規則をはじめとする社内書類のチェック、修正作業にも対応しておりますので、お困りの点がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。



回答した弁護士

弁護士
湊 志隆

日本経済新聞社の取材を受けました

先般、代表弁護士古手川および弁護士大武が、日本経済新聞社の記者より「人手不足倒産」に関する取材を受けました。

近年、採用難が深刻化する中で、人手不足は多くの企業にとって最重要の経営課題となっています。特に、利益を上げているにもかかわらず、後継者や働き手の不在により事業継続を断念せざるを得ないケースは、日本経済にとっても大きな損失です。

取材では、弊所が関与した倒産案件の特徴をはじめ、地方企業における採用の実情、採用コストの上昇、そして外国人材の活用事例などについて、具体的なケースを交えながらお話ししました。

今後、弊所では「人手不足を解消する新たなアプローチ」として、企業内に AI 活用人材を育成する仕組みづくりを支援していきたいと考えています。実際に弊所内でも AI を積極的に導入し、業務効率化や AI 人材育成に取り組んでいます。

人手不足という社会的課題に対し、AI をどのように活かすか——今後の企業経営における重要なテーマとして、ぜひ皆様にもご検討いただければ幸いです。

顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

役員の任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

- ☒ 役員の任期満了時期が把握できていない
- ☒ 役員の再任登記を怠ったことがある
(注：100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできます。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら！



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日 9:00 ～ 17:30

※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



分譲士法人グレイス
mail: info@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉
〒105-0012 港区
芝大門 1-1-35-4 階
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市
中央区八軒通 5-1-27-2 階
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市
博多区博多駅前 4-2-1-7 階
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉
〒860-0806 熊本市
中央区花畑町 12-1-6 階
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市
西田 2-27-32-4-7 階
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉
〒850-0033 長崎市
万才町 7-1-8 階
Tel 095-895-5557